

中津市

脱炭素社会推進事業補助金



令和6年度から
ZEH住宅への補助制度が
開始しました!

太陽光・蓄電池との
同時申請も可能です!

太陽光発電設備

個人 出力1kWあたり **7万円**
(最大35万円)

事業者 出力1kWあたり **5万円**
(最大500万円)

蓄電池

個人 **蓄電池の価格の1/3**
※太陽光発電設備と同時設置の場合のみ

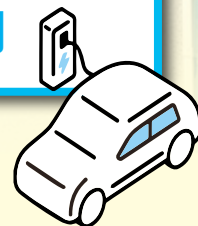
ZEH住宅

個人 1戸あたり **85万円**

EV (電気自動車)

個人 経済産業省クリーンエネルギー
自動車導入促進補助金における
「銘柄ごとの補助金交付額」の **1/2**
※千円未満切捨て

事業者 1事業者あたり **10万円**



補助金交付までの流れ

太陽光発電設備・蓄電池、ZEH住宅



EV (電気自動車)



申請方法 予算がなくなり次第、受付を終了します

下記窓口へ申請書類を持参もしくは郵送してください。

郵送の場合は本庁環境政策課宛てにお送りください。

申請の手引きや申請書様式は下記窓口にご用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

●中津市役所 3階 環境政策課 ●各支所 総務・住民課



詳しい情報はこちら

お問い合わせ

中津市役所 環境政策課

TEL.0979-62-9071

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

中津市は、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする
脱炭素社会「ゼロカーボンシティ」を目指しています!



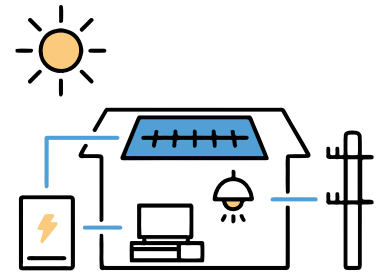
交付要件等

太陽光発電設備

- 【個人】 対象設備を導入する市内の住宅に居住していること。または居住予定があること。
- 【事業者】 市内に事業所等を有すること。ただし、PPAまたはリース事業者の場合はこの限りではありません。
- FIT（固定価格買取制度）、FIP制度の認定を取得しないこと。
- 令和6年4月1日以降に契約し、申請時点において工事着工前であること。また、令和7年2月28日までに実績報告書を提出すること。ただし、補助対象設備が設置された市内の新築建売住宅を購入する場合は、申請時点において支払いや引渡しを終えていないこと。
- 【個人】 導入する設備により発電する電力量の30%以上を自家消費すること。
- 【事業者】 導入する設備により発電する電力量の50%以上を自家消費すること。
- 法定耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 再エネ設備導入の効果を1年間市に報告すること。
- 対象設備について、国や県の補助金の交付を受けていないこと。

蓄電池

- 上記の太陽光発電設備と同時に設置する場合に限る。
- 1 kWhあたりの価格が15万5千円（工事費込み・税抜き）以下であること。
- 平時において充放電を繰り返すことを前提とした据置型の設備であること。
- 対象設備について、国や県の補助金の交付を受けていないこと。



ZEH住宅

- 中津市内に、常時居住する新築戸建住宅を建築予定、または常時居住する新築戸建建売住宅を購入予定であること。
- 令和6年4月1日以降に契約し、申請時点において工事着工前であること。また、令和7年2月28日までに実績報告書を提出すること。ただし、市内の新築戸建建売住宅を購入する場合は、申請時点において支払いや引渡しを終えていないこと。
- 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。）
- 中津市内に事務所を有する法人または個人事業者に建築を依頼すること。
- 申請する住宅について、BELS評価書などにより、「ZEH」であることを示す証書を取得すること。
- ZEHに対する、国や県の補助金の交付を受けていないこと。

EV（電気自動車）※HV、PHEV、FCVは対象外です

- 経済産業省クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象となっている国内メーカー車（新車）に限る。
- 自動車検査証の初度登録年月日が令和6年3月1日から令和7年2月28日までの車両であること。
- 令和7年3月31日までに実績報告書を提出すること。
- 【個人】 ①実績報告書提出時点で、市内の自宅に太陽光発電設備及びEV充電設備を設置していること。
②災害時に中津市の要請に応じて給電に協力すること。
- 【事業者】 ①災害時に中津市の要請に応じて給電に協力すること。
②EV導入の効果を報告すること。

契約についての注意

太陽光発電設備等の販売に関するトラブルが全国的に増加しています。

契約前に、複数の事業者から見積りをとるなど行き、業者選定にあたっては十分な検討を行ってください。

※この補助事業は、令和9年度まで継続する予定です。



お問い合わせ

中津市役所 環境政策課 TEL.0979-62-9071

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

詳しい情報はこちら▶

